

平成29年第1回(5月)上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成29年5月15日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第1号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第2号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第8まで議事日程に同じ

- 追加日程第 9 議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第10 議長 選挙 について
- 追加日程第11 副議長 の 辞職 の 許可 について
- 追加日程第12 副議長 選挙 について
- 追加日程第13 常任委員 の 選任 について
- 追加日程第14 議会運営委員 の 選任 について
- 追加日程第15 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

- 追加日程第16 議席の変更について
- 追加日程第17 議員の派遣について
- 追加日程第18 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第19 上牧町財政問題特別委員の辞任について
- 追加日程第20 上牧町財政問題特別委員の選任について
- 追加日程第21 上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について
- 追加日程第22 上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

出席議員（12名）

1番	石丸典子	2番	竹之内剛
3番	遠山健太郎	4番	牧浦秀俊
5番	辻誠一	6番	長岡照美
7番	富木つや子	8番	服部公英
9番	堀内英樹	10番	康村昌史
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	為本佳伸	都市環境部長	大東四郎
住民福祉部長	藤岡季永子	水道部長	今西奉史
教育部長	藤岡達也	総務課長	中川恵友
税務課長	松井良明	保険年金課長	寺口万佐代

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山下純司	書記	下間ルリ子
書記	高木寛行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定数に達しておりますので、平成29年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号、報第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。報第2号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部改正でございます。報第3号は、地方税法の一部改正に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

議第1号、議第2号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うために条例を改正するものでございます。議第3号につきましては、固定資産評価員の辞職に伴い、新たに固定資産評価員を選任するものでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会は、本日開会されました第1回上牧町議会臨時会についての議会運営について、5月11日午前10時より、全委員出席のもと審議いたしました結果、町提出議案、報第1号 専決処分報告、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告、上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第1号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町固定資産評価員の選任についての議案を、各常任委員会に付託せず、本会議審議とすることに全委員異議なく決しました。会期につきましては、5月15日、本日の1日間と全委員異議なく決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、長岡議員、7番、富木議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179

条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第1号 専決処分報告について、説明いたします。

専第2号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月に改正され、この中で、扶養手当の支給額及び支給対象が改正されたことに伴い、関係政令の整備として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令も平成29年3月24日に改正され、平成29年4月1日から施行されます。このことから、上牧町消防団員等公務災害補償条例につきましても、政令施行日までに条例の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する必要がありますので、緊急に処理を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成29年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、今回の改正内容について説明いたします。

法律の一部改正では、扶養手当額が見直され、配偶者は段階的に減額、子につきましては段階的に増額されることとなっております。その扶養手当額の改正により、条例の補償基礎額に加算する扶養親族加算額を見直しするもので、今回、平成28年度改正は、具体的には、第5条第3項の非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者等に係る補償基礎額の扶養親族加算額、第1号扶養親族である配偶者の金額を433円から333円に改め、扶養親族のうち、子と孫を分け、第2号扶養親族とする。子の金額を1人につき217円から267円に改め、また、配偶者がいない場合は子1人の金額を367円から333円に、第3号の扶養親族の孫から第6号の扶養親族について、配偶者も子もない場合は、そのうち1人について367円を300円にするものでございます。また、第5条の第2項、第3項及び第4項中の語句の整理もあわせて行っております。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することと決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 報第2号 専決処分報告について、説明いたします。

専第3号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

内容について説明いたします。

今回、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。低所得者の保険税減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯におきましては、現行の48万円から49万円に引き上げるものでございます。

条例の適用につきましては、平成29年4月1日からとさせていただきます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。

税条例の改正で、5割軽減、2割軽減のところが拡張されるということですが、それぞれ対象見込み者数をお示しいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（藤岡季永子） 平成28年度ベースの試算でございますけれども、軽減世帯数におきましては、5割軽減で15件の増でございます。2割軽減におきましてはマイナスの1世帯でございます。

○議長（吉中隆昭） よろしいですか。

○1番（石丸典子） はい。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 報第3号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第3号 専決処分報告について、説明いたします。

専第4号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることから、上牧町税条例につきましても、適用日までに条例の一部を改正する必要があります。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成29年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正いたしました上牧町税条例の内容について説明いたします。

主な改正の内容といたしまして、固定資産税関連といたしまして、被災代替償却資産の取得に係る課税標準の創設、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る税額案分方法の見直し、被災市街地復興推進地域における被災住宅用地を住宅用地とみなす期間の拡充、保育の受け皿整備の促進、及び緑化推進に資する特別措置、及びわがまち特例の導入。軽自動車税関連といたしましては、税率の特例、グリーン化特例の見直しとなっております。

具体的な内容といたしましては、第61条につきましては、震災等により滅失・損壊した償却資産の代替資産を取得した場合、当該償却資産に係る課税標準を2分の1の額とする特別措置に関する改正でございます。

次に、61条の2につきましては、保育の受け皿整備促進のためのわがまち特例の導入とし

て、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を受けた者が事業に供する家屋及び償却資産に係るわがまち特例の割合をいずれも2分の1に定めるための改正でございます。

次に、第63条の2につきましては、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる案分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえ、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出ができるようにする改正でございます。

次に、第74条の2につきましては、被災市街地復興推進地域における特例措置として、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を、2年度分から4年度分に拡充適用することを常設規定としての改正でございます。

次に、附則第10条の2につきましては、わがまち特例の割合として、企業主導型保育事業の用に供する土地にあつては2分の1、都市緑地法の規定により指定された緑地推進法人等が設置した市民緑地の用に供する土地にあつては3分の2に定めることを追加する改正でございます。

次に、附則第16条におきましては、軽自動車税の税率の特例措置を、重点化を行った上で2年間延長する法律改正に合わせて、所要の措置を講ずるものでございます。

また、附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定を追加する改正でございます。そのほか、第33条、所得割の課税標準では、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化し、第34条の9では同条の改正に伴う規定整備を、第48条及び第50条では法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を、それぞれ規定する改正でございます。

また、附則第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限を3年間延長を、附則第10条では、今回の改正に伴う読みかえ規定の整備を、附則第10条の3では、耐震改修もしくは熱損失防止改修、省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についてを、附則第17条の2では、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についてその適用期限を3年間延長を、それぞれ規定し、もしくは改正するものでございます。

なお、附則第16条の3、同第20条の2、同第20条の3につきましては、第33条の改正に準じた条文の一部及び文言を整理したものでございます。

附則では、第1条で、この条例の施行期日を、法改正の施行と合わせ、一部の規定を除き、平成29年4月1日としております。

次に、第2条、第3条及び第4条では、町民税、固定資産税及び軽自動車税のそれぞれに関する経過措置を規定しております。

また、第5条では、このたびの改正により新設となった附則第16条の2の規定、軽自動車税の賦課徴収に関する条例を平成31年10月1日をもって削除することを規定するとともに、附則第16条の改正に伴う所要の規定整備を行うものでございます。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 今回は、主な改正内容としましては、固定資産税関連と、それから軽自動車関連ということで、今、具体的な内容としての説明が部長からありました。この中で私は固定資産税について少しお聞きをしたいと思います。

第61条について、また、第61条の2について、それから、63条の2について、町民における影響と、それから効果的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問の第61条につきましては、この部分につきましては、震災等により滅失・損壊した償却資産の所有者が、被災年の翌年の3月31日から起算して4年間経過する日までにこの部分が該当になってきます。ですから、本町の場合、今までこういうケースが出ていないです。

それと、61条の2の部分につきましては、この部分につきましては、わがまち特例の割合を定める規定ということで、30年度以後の固定資産税について適用されるわけでございますが、本来、本町におきましても家庭的保育事業の認可を受けた者、それと、居宅訪問型保育事業の認可を受けた者、それと、事業所内保育事業に要する家屋及び償却資産についてでございますが、本町においては、該当のところは今はございません。

それと、63条の2につきましては、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションにつきまして、これにつきましては、60メートル以上の建物が対象になってきますので、本町におきましては、該当はございません。

以上です。

○7番（富木つや子） わかりました。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。

今の富木議員の質疑に少し関連しますけれども、固定資産税の軽減のところで、保育の受け皿整備促進のための措置で、小規模保育等の事業所が対象ということで、現在、上牧町においては対象となる事業所がないというふうな説明がありましたけれども、事業所内保育事業ということでは、町内では2つの病院で院内保育ということで別棟で保育所を設置されていますけど、これは対象とならないという理解でしょうか。事業所内保育事業の認可を受けたということはどのように考えたらいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございますが、言っておられるのは白鳩保育園ですかね。

○1番（石丸典子） 白鳩保育園と友絃会。

○総務部長（阪本正人） 友絃会の中の。その部分につきましては、多分認可を受けておられないんじゃないかなというふうには認識しております。ですから、認可を受けるということは、結局は県の方に届けを出されて正式に認可を受けるというふうな形になるのではないかなというふうには思いますが。その認可の意味合いがどういうふうな形で石丸議員の方が言っておられるのか、ちょっと具体的に話をさせていただけたらと思います。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○1番（石丸典子） この61条の2に規定している保育事業のわがまち特例には、現在、町内には当たる保育事業所がないという理解でよろしいですか。そのところ、確認だけで結構です。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のところございません。

○議長（吉中隆昭） よろしいですか。

○1番（石丸典子） はい、結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今の説明の中にはなかったんですけども、ここに、平成29年1月23

日ということで、「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等」ということで、自治税務局企画課というところからのものなんですけれども、この中で、「第一に 平成29年度地方税制改正 平成29年度地方税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている」ということで説明のあったところなんですけれども、この地方税の中の個人の配偶者控除だとか配偶者特別控除というのは、これは今回この条例の改正にはのってきていないというふうに理解しているんですけども、この辺はどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございます。

29年度税制改正の大綱の概要ということで国の方から出ている部分がございます。この部分につきまして、配偶者及び配偶者特別控除につきましては、平成31年1月1日から施行するというふうな内容で文書の方が来ております。

○11番（東 充洋） 了解。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第1号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第1号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第1号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正があり、平成29年5月30日に施行されることから、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

平成29年5月30日から、他機関と情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の情報連携が始まります。現在の番号法の規定では、番号法に規定された法定事務について、特定個人情報の情報連携ができるとされておりますが、今回の改正で、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても特定個人情報の情報連携をすることが可能となります。特定個人情報の提供の制限といたしまして、第19条第8号の追加では、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを利用し、特定個人情報の

情報連携を行うことが可能となり、また、現行法第8号から第14号まで1号ずつ繰り下げる改正でございます。

以上が条例改正の内容でございます。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

辻議員。

○5番（辻 誠一） 5番、辻でございます。

条例そのものは質問はないんですが、今度これになりますと、地方公共団体、上牧町も独自事業に関してはこれを利用することができる。そこで町民の皆さんが一番心配しているのは、個人情報の漏れですね。最近、世界ではサイバー攻撃、ロンドンとかいろいろ話題になっていて、けさのテレビでもウィンドウズの脆弱性から個人のパソコンにも入ってくるという時代でございます。この辺で、セキュリティーに関して現状と、また、これが入ってまいりますと、枠が広がると思われまますので、どのようにそれを防ぐのか、お考えをお聞きます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） セキュリティーの問題でございます。以前からいろいろとご心配をかけておるわけでございますが、委員会等、この本会議場でもいろいろとご質問いただきました。その中でも、インターネットとLGWAN、住基ネットという部分がございます。これを分離・分断し、その部分を明確にさせていただいております。この部分につきましても、強靱化向上モデルにおきましてネットワークの整備を行わせていただいております。昨年度、このセキュリティーの問題につきましても職員研修等をさせていただきました。職員研修の中でそういうふうな認識を持っていただくためにも、職員がみずからその部分の特定個人情報の関係、個人情報の関係等がございます。その部分で職員にさらに認識していただくために、毎年この部分につきまして研修を行っていく予定もしております。

それと、一番問題になるのが、技術的な部分もございますが、人的な部分でのセキュリティー対策が一番重要になってくるかなというふうには考えております。議員さんもご存じのように、町内のカウンターの前に立入禁止の立て札があるかなというふうには認識をさせていただいております。この部分につきまして、なぜ立て札をさせていただいているかというのと、誰も彼も執務室内に入れないような形で、一声かけて入っていただくような形での対策を講じております。ですから、セキュリティー面につきまして、できる範囲から、徐々にこうい

う部分につきましてもやっていっている状況でございます。

以上がセキュリティ対策の主な内容でございます。

○議長（吉中隆昭） 辻議員。

○5番（辻 誠一） よろしくお取り組みください。新しい職員さんもだんだんふえてきているでしょうし、今おっしゃられましたように。わかりました。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第2号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山下純司） 議第2号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第2号 上牧町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正があり、平成29年5月30日に施行されることから、上牧町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第19条第8号の追加に伴う現行法の準用規定の追加による改正、及び第26条の追加による条ずれの改正でございます。また、条ずれに伴います現行法の第26条から第56条まで1条ずつ繰り下げが行われています改正でございます。

以上が条例改正の内容でございます。議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） これ、17条の2第1項第1号中、28条を29条に改めると、こうなっているじゃないですか。これ、28条も29条も、この条例からいったら、どちらも罰則の中の、罰則条項になっているというふうに思うんですけど、これはどういうふうに読み取ったらいんでしょう。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 28条ですか。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） もとの改正前の条例でいけば、この17条の2第1項第1号中、28条、これは罰則規定ですよ。上牧町個人情報保護条例のことですね。じゃないんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 特定の個人を識別するための番号法の関係の条文でございます。

○11番（東 充洋） この28条ではないということね。わかりました。了解。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第8、議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山下純司) 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年5月15日提出 上牧町長 今中富夫。

記。御所市、西山義憲。

○議長(吉中隆昭) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長(今中富夫) 議第3号 上牧町固定資産評価員の選任について、説明をいたします。

今回、固定資産評価員として、副町長の西山義憲さんを選任いたしたいと考えております。西山義憲さんにつきましては、知識・経験が豊富でございますので、固定資産評価員として最適任であると考え、選任するものでございます。

なお、経歴につきましては、お手元に提出させていただいておりますとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○副議長（石丸典子） それでは、再開いたします。

議長の吉中隆昭さんから、議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題といたします。

（12番 吉中隆昭 退場）

————— ◇ —————

◎議長の辞職の許可について

○副議長（石丸典子） 追加日程第9、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山下純司） 平成29年5月15日。

上牧町議会副議長、石丸典子殿。

上牧町議会議長、吉中隆昭。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（石丸典子） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

吉中隆昭さんの議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、吉中隆昭さんの議長辞職を許可することに決しました。

（12番 吉中隆昭 入場）

○副議長（石丸典子） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として議題といたします。

————— ◇ —————

◎議長選挙について

○副議長（石丸典子） 追加日程第10、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれかの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） 投票という声が上がりましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(石丸典子) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に竹之内議員、長岡議員、康村議員の3名を指名いたします。3名の方、よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

○副議長(石丸典子) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

○副議長(石丸典子) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順番に投票を願います。

(投票)

○副議長(石丸典子) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(石丸典子) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、堀内君6票、辻君6票。

以上のおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であり、堀内君と辻君の法定得票数は、いずれもこれ

を超えています。

両者の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

堀内君及び辻君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目のくじは、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目のくじは、決定した順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは、くじ棒で行います。

竹之内議員、長岡議員、康村議員の3名の議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

くじ棒の番号の小さい方を引いた方が初めにくじを引くことになります。

それでは、堀内君、辻君、同時にくじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(石丸典子) 小さい方を引いた方が初めにくじを引くことになります。2回目のくじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに堀内君、次に辻君。以上のとおり、くじを引く順序が決定いたしました。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

くじ棒の番号の小さい方を引いた方が当選人といたします。

初めに堀内君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(石丸典子) 次に、辻君、くじを引いてください。

(くじを引く)

○副議長(石丸典子) くじの結果を報告いたします。

堀内君4番、辻君1番。

くじの結果、小さい番号を引いた辻君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(石丸典子) ただいま議長に当選されました辻君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました辻君より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(5番 辻 誠一 登壇)

○5番(辻 誠一) 5番、辻 誠一でございます。

大変緊張しております。身の引き締まる思いでございます。同数ということで、くじの結果、やらせていただくようになりました。一生懸命、切磋琢磨して、皆様とご一緒にいろいろな意見を闘わせながら、よりよい議会にしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○副議長（石丸典子） 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（辻 誠一） 再開いたします。

副議長、石丸典子君から、副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題といたします。

石丸君の退場を願います。

（1番 石丸典子 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（辻 誠一） 追加日程第11、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山下純司） 平成29年5月15日。

上牧町議会議長、辻 誠一殿。

上牧町議会副議長、石丸典子。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（辻 誠一） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

石丸君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、石丸君の副議長辞職を許可することに決しました。

石丸君、入場願います。

（1番 石丸典子 入場）

○議長（辻 誠一） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として議題といたします。

◇

◎副議長選挙について

○議長（辻 誠一） 追加日程第12、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれかの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（辻 誠一） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に遠山議員、服部議員、東議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○議長（辻 誠一） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（辻 誠一） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席1番の方から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（辻 誠一） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（辻 誠一） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、石丸君10票、富木君1票、長岡君1票。

以上のおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、石丸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(辻 誠一) ただいま副議長に当選されました石丸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました石丸君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

(1番 石丸典子 登壇)

○1番(石丸典子) 石丸典子です。副議長に選出いただき、ありがとうございました。

私は、これまで上牧町議会が民主的な議会運営をということで続けてきておりますけど、これを継続させるということと、それと、住民福祉を向上させるために、常に議会基本条例に立ち返って、上牧町議会をよりよいものにしたい、この信条で頑張らせていただきます。

そして、最後に、就任されました新しい辻議長、全議員の意見をよく聞いて議会運営を進めるということを先ほど来の議員懇談会で述べられましたけれども、しっかりサポートしていきたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(辻 誠一) どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時39分

○議長(辻 誠一) 再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題としたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。



◎常任委員の選任について

○議長（辻 誠一） 追加日程第13、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、竹之内議員、牧浦議員、富木議員、堀内議員、東議員、そして私、以上6名。文教厚生常任委員に、石丸議員、遠山議員、吉中議員、長岡議員、服部議員、康村議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。

ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長（辻 誠一） 追加日程第14、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のため申し添えます。

議会運営委員に、竹之内議員、吉中議員、富木議員、堀内議員、康村議員、東議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、広報委員会につきましても、他の委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、広報委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。広報委員に、石丸議員、竹之内議員、遠山議員、牧浦議員、長岡議員、服部議員、康村議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました広報委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○議長（辻 誠一） それでは、再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長、副委員長を互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、堀内議員。副委員長、富木議員。

文教厚生委員会委員長、康村議員。副委員長、服部議員。

議会運営委員会委員長、吉中議員。副委員長、竹之内議員。

広報委員会委員長、遠山議員。副委員長、牧浦議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も継続して調査したいとの申し出がありました。この申し出を日程に追加し、追加日程第15として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（辻 誠一） 追加日程第15、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会

中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から、閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申し出があります。この申し出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第16として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。

◇

◎議席の変更について

○議長（辻 誠一） 追加日程第16、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、石丸議員、2番、竹之内議員、3番、遠山議員、4番、牧浦議員、5番、吉中議員、6番、長岡議員、7番、富木議員、8番、服部議員、9番、堀内議員、10番、康村議員、11番、東議員、12番、私といたします。

以上のとおり変更いたします。

なお、本臨時会は、ただいまお座りの議席のままといたします。次期議会までに事務局の方で名札の差しかえをお願いいたします。

お諮りいたします。

議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第17として議題といたします。



◎議員の派遣について

○議長（辻 誠一） 追加日程第17、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が、行政分野にわたり、より専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。平成29年度において、会議規則第73条、第127条及び上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、平成29年度に当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第6条の規定による組合同議員の任期が満了となるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第18として議題といたします。



◎山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について

○議長（辻 誠一） 追加日程第18、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りいたします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として東議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辻 誠一) ご異議なしと認めます。

したがって、東議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○副議長(石丸典子) 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま辻議員から、財政問題特別委員を辞任したいとの申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、辻議員の財政問題特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定いたしました。

◇

◎上牧町財政問題特別委員の辞任について

○副議長（石丸典子） 追加日程第19、上牧町財政問題特別委員の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、辻議員の退場を求めます。

（12番 辻 誠一 退場）

○副議長（石丸典子） 辻議員から、財政問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

したがって、辻議員の、財政問題特別委員の辞任を許可することに決定いたします。

辻議員、入場してください。

（12番 辻 誠一 入場）

○副議長（石丸典子） お諮りいたします。

ただいま、辻議員の辞任により、財政問題特別委員が1名欠員となりました。この際、財政問題特別委員1名を選任したいと思います。

財政問題特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（石丸典子） ご異議なしと認めます。

したがって、財政問題特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定いたしました。

◇

◎上牧町財政問題特別委員の選任について

○副議長（石丸典子） 追加日程第20、上牧町財政問題特別委員の選任について、これを議題

といたします。

財政問題特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、堀内議員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、堀内議員が財政問題特別委員に選任されました。

お諮りいたします。

ただいま辻議員から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、辻議員の、ごみ処理問題特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第21として議題とすることに決定いたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員の辞任について

○副議長(石丸典子) 追加日程第21、上牧町ごみ処理問題特別委員会の辞任について、これを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、辻議員の退場を求めます。

(12番 辻 誠一 退場)

○副議長(石丸典子) 辻議員から、ごみ処理問題特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件を、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、辻議員の、ごみ処理問題特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

(12番 辻 誠一 入場)

○副議長(石丸典子) お諮りいたします。

ただいま辻議員の辞任により、ごみ処理問題特別委員が1名欠員となりました。この際、ごみ処理問題特別委員1名を選任したいと思います。

ごみ処理問題特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、ごみ処理問題特別委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第22として議題とすることに決定いたしました。



◎上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について

○副議長(石丸典子) 追加日程第22、上牧町ごみ処理問題特別委員の選任について、これを議題といたします。

ごみ処理問題特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、東議員を選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(石丸典子) ご異議なしと認めます。

したがって、東議員がごみ処理問題特別委員に選任されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時00分

○議長(辻 誠一) 再開いたします。

ここで、ご報告申し上げます。

委員長が欠けております財政問題特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきましたので、ご報告いたします。

財政問題特別委員会委員長に牧浦議員、副委員長に服部議員が選ばれました。よろしくお

願いいたします。



◎閉会の宣告

○議長（辻 誠一） 以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。
したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辻 誠一） ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、招集者のご挨拶をお願いいたします。
今中町長。



◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案、議決、承認をいただきましてありがとうございます。
また本日、議長、副議長以下、各常任委員会、特別委員会、全ての委員長、委員が選出を
されました。今までどおり、しっかりと活発な議論ができますように、また、それぞれの進
行がスムーズにいきますように、特段の取り計らいをお願い申し上げまして、ご挨拶にさせ
ていただきます。よろしく願いいたします。
ありがとうございました。

○議長（辻 誠一） これをもちまして、平成29年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。
どうも、皆様、ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旧 議 長 吉 中 隆 昭

新 議 長 辻 誠 一

署 名 議 員 長 岡 照 美

署 名 議 員 富 木 つ や 子